

様式 1 (行政手続法適用：個票番号 7 0 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 5 年 1 1 月 9 日作成

処 分 名	農業経営改善計画の認定	
根 拠 法 令 名	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号)	
根 拠 条 項	第12条第 1 項	
根 拠 条 文	同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。	
審 査 基 準 の 内 容	別紙のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 0 日 (機関名：)
所 管 部 署	水産農政課農政係	
備 考		

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）

第12条

5 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 町基本構想に照らし適切なものであること。
- (2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年8月29日農林水産省令第34号）

第14条 法第12条第4項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする

- (1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。
- (2) その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。）が法第12条第4項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人であるものに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。

ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者（法第13条第2項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。

ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。

- (3) その農業経営改善計画に、法第12条第4項に規定する措置として、法第13条第2項に規定する関連事業者等（法第12条第1項の認定を受けた農地所有適格法人であつて、当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人である株式会社に限る。）の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。）の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等（農地法第2条第3項第3号に規定する理事等をいう。）を兼ねる計画が含まれる場合にあつては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。

ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間30日以上従事すること。

様式1 (行政手続法適用：個票番号702)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和5年11月9日作成

処 分 名	農業経営改善計画の変更の認定	
根 拠 法 令 名	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号)	
根 拠 条 項	第13条第1項	
根 拠 条 文	前条第一項の認定を受けた者 (以下「認定農業者」という。) は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	別紙のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	30日 (機関名：水産農政課農政係)
所 管 部 署	水産農政課農政係	
備 考		

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）

第12条

5 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 町基本構想に照らし適切なものであること。
- (2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年8月29日農林水産省令第34号）

第14条 法第12条第4項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする

- (1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。
- (2) その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。）が法第12条第4項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人であるものに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。

ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者（法第13条第2項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。

ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。

- (3) その農業経営改善計画に、法第12条第4項に規定する措置として、法第13条第2項に規定する関連事業者等（法第12条第1項の認定を受けた農地所有適格法人であつて、当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人である株式会社に限る。）の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。）の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等（農地法第2条第3項第3号に規定する理事等をいう。）を兼ねる計画が含まれる場合にあつては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。

ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間30日以上従事すること。

様式 1 (行政手続法適用：個票番号 7 0 3)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 5 年 1 1 月 9 日作成

処 分 名	農業振興地域整備計画の変更に係る申出に対する決定	
根 拠 法 令 名	農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号)	
根 拠 条 項	第13条第1項	
根 拠 条 文	都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第1項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第9条第1項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至ったときも、同様とする。	
審 査 基 準 の 内 容	別紙のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 5 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	1 0 日 (機関名：北海道釧路総合振興局農務課)
	協 議 機 関	2 0 日 (機関名：北海道)
	処 分 機 関	4 5 日 (機関名：水産農政課農政係)
所 管 部 署	水産農政課農政係	
備 考		

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

第10条 農業振興地域整備計画は、農業振興地域整備基本方針に適合するとともに第4条第3項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、当該農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。

2 市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならない。

3 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であつて、次に掲げるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。

(1) 集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの

(2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地

(3) 前2号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地

(4) 第3条第4号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第1号及び第2号に掲げる土地に隣接するもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地

4 前項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地には、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地その他政令で定める土地は含まれないものとする。

5 農業振興地域整備計画のうち第8条第2項第6号に掲げる事項に係るものは、同号に規定する施設がその整備の目的に即して効率的かつ適切に利用されるように定めるものでなければならない。

第13条（略）

2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。

(1) 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

(2) 当該変更により、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(3) 前号に掲げるもののほか、当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(4) 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(5) 当該変更により、農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(6) 当該変更に係る土地が第10条第3項第2号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）

第6条 法第10条第3項第1号の政令で定める規模は、10ヘクタールとする。

第7条 法第10条第3項第4号の政令で定める規模は、2ヘクタールとする。

第8条 法第10条第4項の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

(1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）附則第8条第3項の規定によりなお効力を有することとされた旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第15条第6項及び国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第10条第3項の規定によりなお効力を有することとされた旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第21条第6項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地

(2) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条第1項の規定による認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画（同条第4項及び第5項の協議が調つたものに限る。）に従い同法第2条に規定する優良田園住宅の用に供される土地

(3) 地域整備施設の用に供される土地（次のイ又はロに掲げる事業の施行に係る区域内にあるものにあつては、当該イ又はロに定めるものに限る。）であつて、当該土地を農用地等（法第3条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び同条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの

イ 土地改良事業（土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。ロにおいて同じ。）又はこれに準ずる事業であつて、区画整理、農用地（法第3条第1号に規定する農用地をいう。第13条の3第2項において同じ。）の造成その他の農林水産省令で定めるもの（ロに掲げる事業を除く。） 当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過したもの

ロ 土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業 当該土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過したものであり、かつ、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第5項に規定する農地中間管理権をいう。）の存続期間が満了しているもの

(4) 公益性が特に高いと認められる事業に係る施設のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるものの用に供される土地

2 前項第3号の「地域整備施設」とは、次に掲げる施設をいう。

(1) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第1項に規定する実施計画に基づき、同条第2項第1号に規定する産業導入地区内において整備される同条第3項第1号に規定する施設

(2) 総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第7条第1項に規定する同意基本構想に基づき、同法第4条第2項第3号に規定する重点整備地区内において整備される同法第2条第1項に規定する特定施設

(3) 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第11条第1項に規定する同意基本構想に基づき、同法第7条第2項第2号に規定する重点整備地区内において整備される同項第3号に規定する中核的施設

(4) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項に規定する同意基本計画に基づき、同法第2条第2項に規定する拠点地区内において整備される住宅及び住宅地（いずれも同項の事業として整備されるものに限る。）、同条第3項に規定する産業業務施設並びに同法第6条第5項に規定する教養文化施設等

(5) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき、同法第11条第2項第1号に規定する土地利用調整区域内において整備される同法

第13条第3項第1号に規定する施設

第9条 法第13条第2項第6号の政令で定める基準は、当該変更に係る土地が法第10条第3項第2号に規定する事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることとする。